

新地町公告第 2 号

令和 8 年度しんち魅力体感・発信事業に係る公募型プロポーザル事業者募集手続き開始について

令和 8 年度しんち魅力体感・発信事業業務委託事業者を下記のとおり募集します。

令和 8 年 4 月 1 0 日

新地町長 大 堀 武

記

1 業務概要

- (1) 業 務 名 しんち魅力体感・発信事業業務
- (2) 業 務 内 容 仕様書のとおり
- (3) 履 行 期 限 委託業務締結の日から令和 9 年 3 月 1 2 日まで
- (4) 委託料の上限額
27, 170, 000 円 (消費税及び地方消費税を含む)

2 参加資格要件

参加資格要件は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 8 年度新地町入札参加資格者の場合、公募開始日から契約締結日までの間に、工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱 (昭和 63 年 12 月 25 日制定) に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (4) 新地町の締結する契約等に係る暴力団等排除措置要綱 (平成 22 年 6 月 1 日制定) の規定に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと、又は同要綱に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 当該業務の円滑かつ適正な遂行が可能な実施体制及び安定的な財務基盤を有すること。
- (6) 納税の義務を適切に履行していること等、各種法令の規定に違反していな

いこと。

(7) 以下に該当する者が役員でないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 禁固以上の刑に処せられている者

(8) 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定によるもの）でない者。

(9) 営業に関し許可又は認可を必要とする場合において、これを得ていること。

3 参加手続き等

「令和 8 年度しんち魅力体感・発信事業業務委託公募型プロポーザル募集要領」及び「令和 8 年度しんち魅力体感・発信事業業務委託仕様書」を確認のうえ、必要書類を期限までに提出すること。

なお、当該募集要領、仕様書その他申請に必要な書類等については、新地町ホームページに掲載するので、ダウンロードにより入手すること。

4 事業者選定方法

「令和 8 年度しんち魅力体感・発信事業業務委託事業者選定審査会」の審査において、提出書類及びプレゼンテーションの採点結果をもとに、契約候補者を決定する。

5 担当課

〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田 30

新地町産業振興課商工観光係

電話 0244-62-2194 FAX 0244-62-4046